

最低制限価格制度の一部改正について

令和8年2月

令和8年度から、下記のとおり改正します。

制度改正の概要

建設工事及び建設工事等業務委託（測量、調査、設計等）の入札に係る、最低制限価格の適用対象基準額を改正します。

現 行	予定価格が300万円以上の案件において、最低制限価格を設けるものとする。
改正後	全ての入札案件 において、最低制限価格を設けるものとする。 ※ 入札案件…建設工事：予定価格が200万円を超えるもの 建設工事等業務委託：予定価格が100万円を超えるもの

改正適用日

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用します。

館山市役所 総務部管財契約課
Tel 0470 (22) 3296
e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp